

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

新たな農業委員会制度が始まります！

農地等利用の最適化推進のため、①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進に向けて、農業に識見を有した人などを必要としています。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、農業委員会制度が変わりました。

農業委員は、町長が議会の同意を得て任命することとなり、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が担当区域を定めて委嘱することとなりました。

現在の農業委員の任期は、経過措置により平成30年7月19日まで、平成30年7月20日から新たな制度に移行することになります。



項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人員	14人	5人
応募資格	農業に関する識見を有し、農地等の最適化の推進に関する事項及び美波町の農業事情に詳しく、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施でき、美波町の農業事情に詳しい人
募集要項・応募様式の配布	3月30日(金曜日)から配布します。 配布場所：役場産業振興課、由岐支所 美波町ホームページからもダウンロードできます。	
応募方法	所定の応募様式に必要な事項を記入し、持参または郵送により応募してください。 自薦、他薦のどちらでも応募できます。 他薦は、20歳以上の個人3人以上の推薦、あるいは、法人または団体の推薦が必要です。	
応募期間	4月2日(月)～5月2日(水)午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く)	
業務内容	農地等の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定、農地転用許可など総会に出席して審議、判断を行います。 ※秘密保持義務があります。	担当区域での農地利用の最適化のための活動(地域の農業者等の話し合い推進、農地の出し手・受け手のマッチングなど)を行います。 ※秘密保持義務があります。
任期	平成30年7月20日～平成33年7月19日	農業委員会が委嘱した日～平成33年7月19日
報酬	年額110,000円	
お問い合わせ・お申し込み先	役場産業振興課 ☎77-3617	

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。